

令和7年度 関東農政局入札等監視委員会 第1回定例会議 審議概要

(ホームページ掲載日: 令和7年8月29日)

開催日及び場所			令和7年6月19日(木) 防災対策室1, 2		
委 員			高山 展保(ジャーナリスト) 柘植 大樹(弁護士) 細田 康弘(公認会計士)		
審 議 対 象 期 間			令和 6年 10月 1日～令和 7年 3月31日		
審 議 対 象 案 件			契約数 360 件 うち、1者応札案件 10件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽 出 案 件			抽出案件 4件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 1.1%) (抽出率 40.%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 ー)		
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一 般 競 争		2 件	うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指 名 競 争	公 募 型 指 名 競 争		該当なし
			工 事 希 望 型 競 争		該当なし
			そ の 他 の 指 名 競 争		該当なし
		随 意 契 約		該当なし	
	業 務	一 般 競 争		該当なし	
		指 名 競 争	公 募 型 競 争		該当なし
			簡 易 公 募 型 競 争		該当なし
			そ の 他 の 指 名 競 争		該当なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1 件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標 準 型 プロポーザル		該当なし
			そ の 他 の 随 意 契 約		該当なし
	物 品・ 役 務 等	一 般 競 争		該当なし	
		指 名 競 争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		1 件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随 意 契 約 (そ の 他)		該当なし	
(特記事項)					

	意 見・質 問	回 答 等
委員 からの 意見・ 質問 それ に対する 回答 等	① 荒川中部農業水利事業 櫛挽揚水機場ポンプ設備製作据付その2工事（その2） ● この工事は、2件の工事を対象に一括で公告する「一括審査方式」を取ったが、その1、その2と分ける必要があったのか。 ● 今回、その1・その2の入札に、2社が参加したが、入札した会社数は2社だとわかるのか。 ● 技術者とかを用意できないとかいういろんな理由があると思うが、入札に参加してもらえる工夫とかはないのか。 ● その1の工事は、その2と同じような別の機場の同じような工事か。 ● 業者としては、その1を取ったらその2は辞退になるのか。 ● 入札説明書の交付期間は決まりがあるのか。 ● その1とその2工事は、工期は被っているのか。 ● 工事期間中の灌漑等、用水の供給はどうするのか。 ● 前回の施工は、その1も昭和41年の施工ですか。 ● その1、その2工事は「一括審査方式」で1つの申請書で2件の参加が出来るため、2社ともそれぞれの工事にエントリーし、その1を取った業者は、その2は辞退せざるを得なかったが、その業者は評価点が高かったため、より優れた業者に受注させるという意味で、工期をずらしての発注というのは考えづらいですか。	● 2件の工事をまとめて発注した場合には、2機場分の電気盤の製作に1年以上かかるため、本地区は、令和7年度末までに工事を完了させる必要があることから、分けて発注する必要があった。 ● 参加した業者は、どこの会社に参加しているかということは全く分からない。 ● 今回の工事は、ポンプ設備をすべて更新する工事であり、参加者を制限するとか、そのような内容ではないため、あくまでも参加する者の意向となる。 ● その1・その2は、全く同じタイプの、同じ規模の工事であり、施工場所も隣接している。事業所契約の工事であって、なおかつ、その入札日が同日で、同一の工事であれば「一括審査方式」が可能。 ● 配置予定技術者は1名しか貼り付けることが出来ないため、基本1つを取ったら次の入札には参加できないというルールになっている。 ● 公告期間は会計法令で10日以上と決まっている。 ● 工期については、全く同じである。 ● 工事期間中であっても、既設のポンプは稼働しているので問題はない。工場でのポンプ製作が終了し、現場で既設のポンプを撤去して入れ替える時には、非かんがい期の冬場に行う予定なので、利用する量も少なく、また、1台ずつの入れ替えを計画している。 ● そのとおり。 ●本地区は、令和7年度までにすべての工事を終わらせなければならないことから、今回はやむを得なかった。

	意 見・質 問	回 答 等
	② 那珂川沿岸農業水利事業（一期）下江戸揚水機場機器設備整備工事 ● 過去に実施した工事であり、何となくこの会社しか入札しないような気がするが、他の業者が入る余地はあるのか。 ● 1 件目の事案は、そのポンプの種類とかの条件は付けないということで、考慮されているなど思ったが、この事案の場合は、なにか工夫がないと入札の参加は難しいのでは。	● 発注者側としては、どこの者でも入札できるよう、工数やバイパス管等の見積の単価など、現場説明指示事項で見ることが出来るようにするなど工夫を行い、発注の手続きを行っている。 ● 最大限の努力はしており、機器仕様等を公表し、発注の手続きはしている。
	③ 令和 6 年度 三方原用水二期農業水利事業 技術情報構想検討業務 ● 全国土地改良事業団体連合会はどのような組織か。 ● ダウンロードして参加しなかった 6 社は技術者が配置できないという理由だが、業種はコンサル会社か。 ● 見積合わせを行うとあったが、金額的に適正かどうかチェックをするということか。 ● 今回は 1 社だけだったが、仮に複数だったら金額的には安い方が決定となるのか。 ● 工事だと工事の出来栄とか後で分かるが、技術誌の発注では、事前に良いプロポーザルが出ても、実際に出来上がったものに対する検証はあるのか。	● 全国にある土地改良区を取りまとめており、都道府県にもある。競争参加資格も持っており、当該業務にも入札は可能となっている。 ● そのとおり。 ● プロポーザル方式なので相手の技術提案を選定し、最終的に見積契約の相手として特定して、見積合わせを行う。 ● プロポーザル方式なので、技術提案での選定となる。 ● 業務完了検査において提案した内容が履行されているかを検査職員が確認している。
	④ 基幹水利施設保全管理対策 新農業水利ストック情報データベースシステム設計・開発業務 ● 一般社団法人農業農村整備情報総合センターとはどのような団体か。	● 昭和 6 0 年に農林水産大臣の設立許可を得て(株)土地改良技術情報センターとして発足。農業農村整備事業の円滑な施工のサポートと発展普及を目的に、研究開発、普及啓発、出版等の事業を行う非営利一般社団法人である。以前から積算システム、農林水産省が工事発注するための積算システム等の開発や、そのメンテナンスなどを行ってきたことが母体としてあり、その後、いろいろな情報領域に発展して、事業を行っている。

	意 見・質 問	回 答 等
	● 受注者については、農林水産省の事業しかやっていないように見え、ここ以外、当該業務を実施出来ない気がするが。 ● その金額は妥当か。 ● 5社から参考見積を取って、一番安かったところが現行事業者であり、この要件を満たす特定事業者が決まったのは、事前の見積の価格が一番安かったからか。 ● 見積を出してもらった5社は、どのように選定したのか。 ● 「随意契約の事前確認公募」方式での契約はよくあるのか。それともあまりないのか。 ● 逆にシステム等の入札の時に、この「随意契約の事前確認公募」方式以外に他のやり方もあり得るのか。 ● これは、以前から比べると、かなり改善されているのか。 ● このデータベースの開発なり、今までの開発に関しては、この農業農村整備情報総合センターは関わっているのか。 ● ここが立ち上げたみたいなことか。	る社団法人である。 ● われわれが示すような業務内容を実施できる者が、結果的にそこになったということだと認識している。 ● 予定価格は、参考に見積を5社から取っていて、その時の最低金額を採用した。 ● 運用保守や改良業務を行ない、システムを熟知している現行事業者と随意契約を前提としつつ、他に参加する意思を持つ者がいるかを「公募手続き」を行い確認し、他の応札者がいない場合は随意契約を行うという方式を採用し、事前に公募をしたが、他に手を挙げる者がいなかったため、決まった。その上で現行事業者と見積合わせを行い、予定価格の範囲で見積の提出があったため、決定した。 ● 現行業務を実施している者と、過去に類似業務を実施した者を選定した。 ● システム調達ではあることであり、競争性を高めるためにこのような入札方式を実施していると聞いている。 ● 従前は随意契約だったが、現行業者しかいない場合には、公平さが確保されないということで、一旦公募を行い、手が挙げればそこから契約方式を一般競争に切り替えて競争をさせ、手を挙げる者がいなければ現行事業者と随意契約を行う方式になった。従前から比べれば、公募して事業者側に本当に参加意思がある者、出来る者がいないか確認するのをプラスしたというのは、これまでの随意契約見直しの改善で新しくできた仕組みである。 ● 公募の応募要件を見ていただくと、その公募で手を挙げる者に求める参加要件は、ごく一般的な内容になっている。 ● そのとおり。 ● 当初から関与している。 補足すると、参加資格については、金額からいくと、A等級だけであるが、D等級まで間口を広げて参加の意志はないかという工夫はさせていた。

	意 見・質 問	回 答 等
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 なし。 [これに対し部局長が講じた措置の内容]	

事務局：関東農政局総務部総務課

（注）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。